

## やまなしグリーン・ゾーン プレミアム認証取得支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、「ポストコロナ」、「ウィズコロナ」時代に、本県経済を回復の軌道に乗せ、反転攻勢へとつなげていくことを目指して、安全・安心で上質な環境を提供し、海外から多くの観光客を取り込むとともに高付加価値化により収益力向上を図るため、やまなしグリーン・ゾーン登録施設がやまなしグリーン・ゾーン プレミアム認証取得に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象施設、補助対象事業等)

第2条 補助対象施設、補助対象事業、補助対象経費、補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助金交付申請書の様式及び提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。この場合において、適当と認めないときは、補助金不交付決定通知書（様式第2-1号）により通知するものとする。

### (補助対象事業の経理等)

第5条 前条の規定に基づく交付決定を受けた補助事業者は、補助事業については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明ら

かにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の翌年度から起算して5年間又は第12条第2項に規定する財産処分制限期間が経過するまでは、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

#### （補助金交付の条件）

第6条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、当該変更在先立って、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- （3）補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- （4）知事は、第3条第2項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- （5）知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### （遂行状況報告）

第7条 補助事業者は、知事の要求があったときは、その事業の遂行状況を、事業遂行状況報告書（様式第4号）により、知事に報告しなければならない。

#### （実績報告書の様式及び提出期限）

第8条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は令和6年2月29日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書（様式第5号）に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### （補助金の額の確定）

第9条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれ

に付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

#### （補助金の交付）

第10条 補助金は、精算払いとする。

#### （消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第7号）により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

#### （財産処分の制限）

第12条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、次項に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 財産処分制限期間は、補助金交付の目的及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」を勘案し、交付決定時に示すものとする。

3 補助事業者は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

#### （交付決定の取消等）

第13条 知事は、第6条第2号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第4条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

（1）補助事業者が法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。

（2）補助事業者が補助金を本事業以外の用途に使用した場合。

（3）補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。

（4）補助事業者が交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を

継続する必要がなくなった場合。

(5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

- 2 この補助金の交付を受け、グリーン・ゾーン プレミアム認証を取得した施設は財産処分制限期間を経過するまでは、グリーン・ゾーン プレミアム認証を継続するものとする。ただし、第12条第3項により承認を受けた場合はこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月16日から施行し、令和4年12月19日から適用する。  
2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月20日から施行する。

別表（第2条、第6条関係）

補助対象施設	やまなしグリーン・ゾーン登録施設
補助対象事業	「やまなしグリーン・ゾーン プレミアム」の認証取得に必要な機器購入等
補助対象経費	上記事業に必要な機器（自動検温装置等）の購入等に要する経費（補助金の千円未満切捨て） （消費税（地方消費税を含む）相当額を除く）
補助率	4分の3
上限額	3,000千円
軽微な変更	補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合